## 令和6年度（令和5年分）市民税•県民税申告の手引

> 令和6年度市民税•県民税申告書が届いたけど,書き方がわからない…どうすればいいかな…?

ご安心ください！
とても簡単に申告できますよ！

①氏名や電話番号等，必要事項を記入します。

②源泉徴収票や控除証明書等，必要書類を添付します。
（3）返信用封筒を使ってポストに入れて終了です！
申告書の記入や計算に不足があっても，必要書類から職員が内容を補完するので安心です！

それなら自分でも出来そう！やってみよう！

スマホやパソコンが使える場合は，市民税•県民税申告書作成シ ステムのご利用がおすすめです！


パソコンから
熊谷市 申告書作成システム Q
で 検索

記入箇所や添付書類の確認はこちら

## 必要事項と必要書類

## P2

## $\equiv 6$

# 必要書類を添付すればOK！郵送申告をご活用ください！必要事項以外の内容に丕足や誤りがあった場合でも，「添付された書類」を職員が確認し，所得や所得控除に関する内容を補完します。 

## 必要事項

以下の項目を申告書に必ずご記入ください。

## 【申告書を提出する方全員】

$\square 氏$ 名や電話番号等，ご本人様に関する情報（日中連絡が取れる電話番号を記入してください。）
【該当する方全員】 ※記入例は3•4ページ，控除の詳細は6•7ページをご覧ください。
$\square$ 寡婦・ひとり親控除 $\square$ 勤労学生控除 $\square$ 障害者控除
$\square$ 配偶者控除（同一生計配偶者）$\square$ 扶養親族

## 必要書類

【収入に関する事項】
写し可 口給与所得の源泉徴収票，給与明細
写し可 $\square$ 公的年金等の源泉徴収票
愿本 $\square$ 事業（営業等•農業）所得•不動産所得の収支内訳書
（申告書裏面に記載した場合は不要です。）
札可 ロシルバ一人材センターの配分金や個人年金等，その他の収入や必要経費がわかるもの
【控除に関する事項】 ※必要書類に不足がある場合は，控除が認められない場合があります。
原本 $\square$ 医療費控除の明細書，セルフメディケーション税制の明細書
（医療費の領収書はご自宅で5年間保管してください。）
写し可 $\square$ 社会保険料（健康保険，国民年金，介護保険等）の控除証明書，領収書
（源泉徴収票に記載のあるものを除く。）
驴可 $\square$ 生命保険料，地震保険料の控除証明書
泻 $\square$ 学生証や在学証明書等，学生であることがわかるもの
泻 $\square$ 障害者手帳，障害者控除対象者認定書
札可 口寄附金の証明書，受領証等

## 【本人確認書類】

坒 $\square$ 身元確認書類…マイナンバーカード・運転免許証•健康保険証•障害者手帳等
札口番号確認書類‥マイナンバーカード・通知カード・住民票（マイナンバーが記載されたもの） ※扶養親族の身元確認書類•番号確認書類は不要です。

申告書と必要書類を同封の返信用封筒によりご返送ください。
所得税の確定申告をする場合は，市民税•県民税の申告は必要ありません。
※医療費控除等の申告により，既に支払った所得税の還付を受けるためには，所得税の確定申告が必要です。

## 申告書の書き方（例1）～前年中に収入がなかった方•非課税の収入のみだった方～

前年中に収入がなかった方や，非課税の収入（遺族年金や障害年金，傷病手当金や雇用保険等）のみ の方は以下のように申告書を記入してください。

1．氏名や電話番号等，ご本人様に関する情報を記入してください。



赤枠の中は必ず ＝記入してください。

2．「2所得金額」の合計（12）に「0」と記入してください。

3．前年中に申告すべき収入がなかった方は，「7前年中に収入がなかった方の記入欄」 に記入してください。

| 7 前年中に収入がなかった方の記入欄 |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 右記の方の扶養又は援助を受けている | （住所）同居 |  | ${ }^{\text {（氏名）}}$ 市税 | 太郎 |  |
| あ記に該当 <br> （該当するものに○） | 遺族年金 | 障害年金 | 雇用保険 | 預貯金 | 生活保護 |


| 得 | 地震保険料控除 | （16） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ら | 寅婦・ひとり親控除 | ${ }^{(11)}{ }^{(18)}$ |  |
| 差 | 勤営学生者除 | （19） |  |
| し | 配偶者（特別）控除 | （21） |  |
| 引 | 扶 養 控 除 | （23） |  |
| か | 基礎控除 | （24） | 430，000 |
| 亿 | （13）から（24）の計 | （25） | 430，000 |
| 金 | 雑 損 控 除 | （26） |  |
| 額 |  | （27） |  |
|  | 合計（26）＋（6）＋（2） | （28） | 430，000 |


| －この欄は記入しないでください。 |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 資料番号 |  |  |  |  |  |  |
| 番号 有－無 |  |  |  |  | 代理人 |  |
| マイ裏 | 通知 | （ $\begin{gathered}\text { その他）} \\ \text { ，}\end{gathered}$ |  |  | 代理権 | 入 |
| 資料 | 有 | 無 | 裏面 | 有 | －無 | 見 |

## 申告書の書き方（例2）～前年中に収入があった方～

## 1．氏名や電話番号等，ご本人様に

関する情報を記入してください。

埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1



3．「3所得から差し引かれる金額に関する事項」を記入してください。詳しくは6•7ページへ！

| C（A－B）のうち災害関連支出頝 |  |
| :---: | :---: |
| 円 | C（ ${ }^{\text {c }}$ |
| 200m | C 差引金額（ A －B ），000円 |
| る記入欄 |  |
| 区 町 | 村 分 |

赤枠の中は必ず記入 してください。黄•青枠の中は，必要書類の添付があれば記入を省略してもか まいません。

## 市税 太郎



## 2．「11収入金額等」｢「2所得金額」を記入してください。詳しくは5ページへ！

## STEP1 「1 収入金額等」｢「2所得金額」の記入

## 事業所得（営業等•農業）不動産所得

■収入金額•・ア・イ・ウ欄 所得金額…（1）•（2）•（3）欄
※申告書裏面「10事業•不動産所得の内訳（収支内訳）」に記入してください。
※別途作成した収支内訳書がある場合は添付してください（申告書裏面に書き写す必要はありません。）。

## 給与所得

■収入金額•••力欄（「令和5年分給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」から転記）
※源泉徴収票，給与明細を添付してください。 写し可
源泉徴収票や給与明細がない方は，裏面「11給与所得の内訳」欄の給与支払額•給与支払者に記入してください。
※所得金額は8ページの「給与所得の計算表」により算出し，⑥欄に記入してください（添付書類から職員が補完するので，記入を省略してもかまいません。）。

## 雑所得

※遺族年金や障害年金，傷病手当金や雇用保険等は非課税所得に該当しますので，所得金額の計算には含めません。

## 公的年金等

国民年金，厚生年金，企業年金，一定の外国年金等の所得
■収入金額…欄（ 1 令和 5 年分公的年金等の源泉徵収票のの支払金頝から輷記） ※「令和 5 年分公的年金等の源泉徴収票を添付してください。 気し』
※所得金額は8ページの「公的年金等に係る雑所得の計算表によりり算出し，（7）欄に記入 してください（添付書類から職員が補完するので，記入を省略してもかまいません。）。

## 業務

原稿料，講演料，シェアリングエコノミー，シルバー人材センターの配分金等


の副収入による所得
■収入金額…ク欄 所得金額…8欄
※裏面「 9 所得金額の内訳」の「業務っその他にに収入金額及び必要経費を記入し，収入や必要経書がわかるものがあれば添付してください。

## その他

生命保険の年金（個人年金保険），互助年金等による所得（公的年金等，業務以外）
■収入金額…ケ欄 所得金額…9欄
※裏面「9所得金額の内訳」の「業務・その他にに収入金額及び必要経費を記入し，収入や必要経責がわかるものがあれば添付してください。＝sud
※業務とその他が両方ある場合，裏面「 1 所得金額の内訳」の「業務・その他はには合算した額を記入してください。

## よくある質問

Q1 収入が公的年金等（老齢年金と企業年金）のみですが，申告は必要ですか？
A1 申告する内容が「令和 5 年分公的年金等の源泉徴収票」に記載されている内容のみの場合は，申告は必要ありません。ただし，各種の所得控除の適用を受ける場合や，源泉徴収票に記載のある各種控除 （配偶者控除•扶養控除等）について変更がある場合は申告が必要です。

## Q2 収入が全くないのですが，由告は必要ですか？（申告書の記入例は3ページへ！）

A2 就学支援金や公営住宅の手結等で所得•非課税証明書が必要な方，国民健康保険や後期高齢者医療制度，介護保険制度に加入している方等は，手続の中で収入がなかった旨の申告が必要となる場合があ ります。

## STEP2 「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の記入

（13）社会保険料控除
あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族（以下「あなた又はあなたの親族等」とする。）のために支払った社会保険料（健康保険•国民年金•介護保険等）を（13）に記入してください。
※支払った額がわかるものを添付してください（源泉徴収票に記載のあるものを除く。）。

## 写し可

## （14）小規模企業共済等掛金控除

あなたに小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金等の支払額があった場合には，支払額を（14）に記入し てください（あなたの親族等の掛金は，あなたの控除の対象になりません。）。
※控除証明書を添付してください（源泉徴収票に記載のあるものを除く。）。

## （15）生命保険料控除

あなたに新（旧）生命保険料，新（旧）個人年金保険料及び介護医療保険料の支払額（剰余金又は割戻金を引いた額） があった場合には，支払額を（15）に記入してください。
※控除証明書を添付してください（源泉徴収票に記載のあるものを除く。）。

```
写し可
```


## （16）地震保険料控除

損害保険契約等について，あなたが支払つた地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）を（16）に記入してください。
※控除証明書を添付してください（源泉徴収票に記載のあるものを除く。）。
※保険契約の区分は損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。

| （3）社会保険料控除 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 介憬保険 | $\text { 円 }\left.\right\|^{\text {その他 (健康保 }}$ | $\text { 等) } 386,000$ | 円 |
| （15）生命保険料控除 | 新生命保険料の計 | 14,000 円 | 旧生命保险料の計 | 80，000 |
|  | 新個人年金保険料の計 | 円 | 旧個人年金保除料の計 | 50，000 ${ }_{\text {円 }}$ |
|  | 介誰医㙩保鄤料の計 | 35，000 ¢ |  |  |
| (16) <br> 地震保険料㩐除 | 地震保険料の計 | $43,000_{\text {¢ }}$ | 旧長期摃害保険料の計 | 12，500 |

## 写し可

## （1）注言

（13）社会保険料控除について あなた以外が受け取る年金から差引 されている社会保険料は，あなたの控除の対象になりません。
（17）～（18）寡婦・ひとり親控除
こちらに当てはまる方は寡婦ひとり親控除が受けられますので，該当箇所にチェックをしてください。

| 寡婦 | ひとり親控除の要件を満たさない方で，次の（ $\operatorname{T} \cdot$ • 1 ののいずれかに該当する方。 <br> ③夫と離婚した後婚姻していない方で，子以外の扶養親族を有し，昨年分の合計所得金額が500万円以下 ① 夫と死別した後婚姻していないか，夫が生死不明等の方で，昨年分の合計所得金額が 500 万円以下 ※事実上婚姻関係と同栐の事情にあると認められる方がいる場合は対象外。 |
| :---: | :---: |
| ひとり親 | 現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明等の方で，次の $(>)$ • 1 の のいずれにも該当する方。 （ア）昨年分の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有すること。 <br> （1）昨年分の合計所得金額が500万円以下であること。 <br> ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は対象外。 |

## （19）勤労学生控除

あなたが学校教育法に規定する学校の学生，生徒等であり，勤労による給与所得等を有し，合計所得金額が 75 万円以下で，合計所得金額のうち給与所得等以外の金額が 10 万円以下である場合は勤労学生控除が受けられます。学校名と在学年を記入してください。※学生証や在学証明書等，学生であることがわかるものを添付してください。

## （2）障害者控除

あなたや同一生計配偶者，扶養親族が障害者であるときは，氏名や同居別居の別，障害の程度を記入してくださ い。控除額は障害の程度によって異なります。※障害者手帳，障害者控除対象者認定書を添付してください。


障害者手帳等をご確認ください特別障害者…身体1•2級知的障害（A）•A精神1級

## （21）（22）配偶者控除 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1，000万円以下で，生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下のときは配偶者控除が受けられます。また，配偶者の合計所得金額が 48 万円を超えた場合は，配偶者の合計所得金額に応じて配偶者特別控除が受けられます。
配偶者の氏名，生年月日，マイナンバー，配偶者の合計所得金額を記入してください。
※配偶者控除と配偶者特別控除は同時には受けられません。
※次の（1）から（3）の方を扶養親族と申告していた場合は，扶養控除等の対象外となる場合があります。
（1）他の納税義務者の扶養親族とされている方（2）合計所得金額が48万円を超える方（3）事業專従者の方

## （23）扶養親族（16歳未満の扶養親族も含む。）

あなたと生計を一にする扶養親族の合計所得金額が 48 万円以下の場合は，扶養親族の氏名，生年月日，マイナン バー，同居別居国外の別，続柄を記入してください。


## （26）雑損控除

あなたや，総所得金額等が48万円以下のあなたの親族等が，災害や盗難，横領によって住宅や家財等に損害を受 けたときや災害関連支出があるときは記入してください。
※被害を受けた住宅等の取得年月日及び床面積がわかるもの・保険金等で補塤される金額がわかるもの・り災証明書等の被害を受けたこ とがわかる証明書を添付してください。写し可

## （77）医療費控除

あなた又はあなたの親族等のために一定の金額以上の医療費を支払った場合は医療費控除の対象となります。
「医療費控除の明細書」を作成し，A支払つた医療費 B 補塡金額 C差引金額（A－B）に転記してください。
※医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書を添付してください。 原本


## STEP3 「4 所得から差し引かれる金額」の記入

「4所得から差し引かれる金額」を計算する場合は，所得控除の内訳から，8ページの「各種控除額計算表」と「扶養控除額等一覧」をもとに控除額を算出し，「4所得から差し引かれる金額」の対応する箇所に記入してください。 なお，「3所得から差し引かれる金額に関する事項」及び添付書類から職員が補完するので，記入を省略 してもかまいません。

## STEP4 その他の項目の記入

該当がある方は「5」や「6寄附金に関する記入欄」等にも記入してください。 ※給与•公的年金等以外に係る所得について，市民税•県民税の徵収方法を分けたい場合に，どちらかを選択してください。

| 448 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （tion | 界菑 | \＃\＃『） |  |
|  | \＄（1）6\％ | \％ |  |

## 給与所得•公的年金等に係る雑所得•各種控除額の計算方法について

【給与所得の計算表】

| 給与等の収入金額の合計額 |  | 給与所得の金額 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 以上 | 未満 |  |  |
|  | 551，000円 | 0円 |  |
| 551，000円 | 1，619，000円 | 収入金額－550，000円 |  |
| 1，619，000円 | 1，620，000円 | 1，069，000円 |  |
| 1，620，000円 | 1，622，000円 | 1，070，000円 |  |
| 1，622，000円 | 1，624，000円 | 1，072，000円 |  |
| 1，624，000円 | 1，628，000円 | 1，074，000円 |  |
| 1，628，000円 | 1，800，000円 | 収入金額を「4」で割り，1，000円未満 の端数を切り捨てた額 （算出金額：A） | A $\times 2.4+100,000 円$ |
| 1，800，000円 | 3，600，000円 |  | A×2．8－80，000円 |
| 3，600，000円 | 6，600，000円 |  | A $\times 3.2-440,000 円$ |
| 6，600，000円 | 8，500，000円 | 収入金額×0．9－1，100，000円 |  |
| 8，500，000円 |  | 収入金額－1，950，000円 |  |

※1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てます。

## 【所得全額調整控除】

【公的年金等に係る雑所得の計算表】

| 65歳未満（昭和34年1月2日以後生） |  |
| :---: | :---: |
| 公的年金等の収入金額A | 所得金額 |
| 60万円以下 | 0円 |
| 60万円超130万円以下 | A－60万円 |
| 130万円超410万円以下 | A×75\％－27万5千円 |
| 410万円超770万円以下 | A×85\％－68万5千円 |
| 770万円超1，000万円以下 | A $\times 95 \%-145$ 万5千円 |
| 1，000万円超 | A－195万5千円 |
| 65歳以上（昭和34年1月1日以前生） |  |
| 公的年金等の収入金額A | 所得金額 |
| 110万円以下 | 0円 |
| 110万円超330万円以下 | A－110万円 |
| 330万円超410万円以下 | A $\times 75 \%-27$ 万5千円 |
| 410万円超770万円以下 | A $\times 85 \%$－ 68 万5千円 |
| 770万円超1，000万円以下 | A×95\％－145万5千円 |
| 1，000万円超 | A－195万5千円 |

※1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てます。
※公的年金以外の所得金額が 1,000 万円を超える場合は 10 万円， 2，000万円を超える場合は20万円控除額が減少します。
（1）給与等収入額850万円超で，ア・イのいずれかに該当する場合，（給与等収入額 -850 万円）$\times 10 \%$（上限 15 万円）を給与所得から控除
ア 本人•同一生計配偶者•扶養親族のいずれかが特別障害者
1 23歳未満の扶養親族がいる
②給与所得と公的年金所得のいずれもある場合，
（給与所得控除後の給与所得額（上限10万円））$+($ 公的年金等に係る雑所得額（上限 10 万円）$)-10$ 万円を給与所得から控除

【各種控除額計算表】

| 区分 | 内 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 雑 損 | （1）差引損失額－総所得金額等 $\times 10 \%$（2）災害関連支出 |  |
| 医 療 費 | （支払医療費－保険等補塡額）－（10万円又は総所得 ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 |  |
| 社会保険料 | 健康保険，公的年金，介護保険等の社会保険料の支払 |  |
| 小規模企業共済等掛金 | ①小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金金又は個人型年金加入者掛金（3）心身障害者扶養共済 |  |
| 生命保険料 | 生命保険料，個人年金保険料及び介護医療保険料の支 れ次の算式によって求めた額 <br> （1）新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等） |  |
|  | 保険の種類 |  |
|  | 支払保険料（円） | 控除額（円） |
|  | 12，000以下 | 全額 |
|  | 12，001～32，000 | 支払保険料 $\times 1 / 2+6,000$ |
|  | 32，001～56，000 | 支払保険料 $\times 1 / 4+14,000$ |
|  | 56，001以上 | 一律28，000 |

【扶養控除額等一覧】
※12月31日現在（死亡者は死亡時で判定）
計額（限度額28，000円）
※生命保険料控除額は，生命保険料（④）•（），個人年金保険料（B）•（b），介護医療保険料（C））について，それぞ れの算式により計算した控除額の合計額（限度額70，000円）
※控除頟の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは，その端数を切り上げて差し支えありま せん。

（1）地震保険料のみの場合，次の算式による算出額

地震保険料

| 支払保険料（円） | 控除額 $($ 円 $)$ |
| ---: | ---: |
| 50,000 以下 | 支払保険料 $\times 1 / 2$ |
| 50,001 以上 | 一律 25,000 |

（2）旧長期損害保険料のみの場合，次の算式による算出額

| 支払保険料（円） | 控除額（円） |
| ---: | ---: |
| 5,000 以下 | 全額 |
| $5,001 \sim 15,000$ | 支払保険料 $\times 1 / 2+2,500$ |
| 15,001 以上 | - 律 10,000 |

③（1）と② の両方支払った場合，両方の控除額の合計額（限度額25，000円） ※同じ保険契約のうち①と（2）のいずれにも該当する金額がある場合，どちらか一方の控除額を適用 ※控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは，その端数を切り上げて差し支 えありません。
※なお，市民税•県民税と所得税では，控除額が異なる場合があります。

| 納税者本人の合計所得金額 |  | 900万円以下 | $\begin{gathered} \text { 900万円超 } \\ \text { 950万円以下 } \end{gathered}$ | $\begin{array}{\|c\|} \text { 950万円超 } \\ 1,000 \text { 万以下 } \end{array}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 一般 } \\ (70 \text { 歳未満) } \\ \hline \end{array}$ | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
|  | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 老人 } \\ \text { (70歳以上) } \\ \hline \end{array}$ | 38万円 | 26万円 | 13万円 |
|  | 合計所得金額 | 控除額 |  |  |
|  | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 48万円超 } \\ \text { 95万円以下 } \\ \hline \end{array}$ | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
|  | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 95万円超 } \\ \text { 100万円以 } \\ \hline \end{array}$ | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
|  | 100 万円超 105 万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 |
|  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 105万円超 } \\ \text { 110万円以下 } \end{array}$ | 26万円 | 18万円 | 9万円 |
|  | $\begin{array}{\|c\|} \hline 110 \text { 万円超 } \\ \text { 115万円以下 } \\ \hline \end{array}$ | 21万円 | 14万円 | 7万円 |
|  | $\begin{array}{\|l\|} \hline 115 \text { 万円超 } \\ \text { 120万円以下 } \\ \hline \end{array}$ | 16万円 | 11万円 | 6万円 |
|  | $\begin{array}{\|l\|} \hline 120 \text { 万円超 } \\ 125 \text { 万円以下 } \\ \hline \end{array}$ | 11万円 | 8万円 | 4万円 |
|  | $\begin{array}{\|l\|} \hline 125 \text { 万円超 } \\ \text { 130万円以下 } \\ \hline \end{array}$ | 6万円 | 4万円 | 2万円 |
|  | $\begin{array}{\|l\|} \hline 130 \text { 万円超 } \\ \text { 133万円以下 } \\ \hline \hline \end{array}$ | 3万円 | 2万円 | 1万円 |
|  | 障害者控除 |  |  | 26万円 |
|  | 特別障害者 |  |  | 30万円 |
|  | 同居特別障害者 |  |  | 53万円 |
|  | 寡婦控除 |  |  | 26万円 |
| ひとり親控除 |  |  |  | 30万円 |
| 勤労学生控除 |  |  |  | 26万円 |
| $\begin{aligned} & \text { 替 } \\ & \text { 養 } \\ & \text { 稌 } \end{aligned}$ | 一般（16～18歳•23～69歳） |  |  | 33万円 |
|  | 特定（19～22歳） |  |  | 45万円 |
|  | 老人（70歳以上） |  |  | 38万円 |
|  | 同居老親等（70歳以上） |  |  | 45万円 |
| $\left\lvert\, \begin{aligned} & \text { 棊痳啋 } \end{aligned}\right.$ | 納税者本人の | 2，400万円以下 |  | 43万円 |
|  |  | 2，400万円超～2，450万円以下 |  | 以下 29万円 |
|  |  | 2，450万円超～2，500万円以下 |  | 以下 15万円 |

